

2017年度 決算公告

メディカル少額短期保険株式会社

(1) 貸借対照表

平成 30 年 3 月 31 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 22,799,017 】	【流動負債】	【 33,807,986 】
現金及び預金	14,699,637	短期借入金	10,000,000
未収保険料	8,099,380	未払金	4,468,127
【固定資産】	【 18,715,697 】	預り金	189,395
(有形固定資産)	(1,740,697)	未払法人税等	277,300
建物付属設備	1,595,079	責任準備金	18,211,637
工具器具備品	145,618	支払備金	661,527
(無形固定資産)	(4,770,000)		
ソフトウェア	4,770,000	負債の部合計	33,807,986
(投資その他の資産)	(12,205,000)	純資産の部	
敷金	2,205,000	【株主資本】	【 58,269,374 】
供託金	10,000,000	(資本金)	(70,000,000)
【繰延資産】	【 50,562,646 】	資本金	70,000,000
開業費	16,495,186	(利益剰余金)	(△11,730,626)
保険業法第113条繰延資産	34,067,460	繰越利益剰余金	△11,730,626
		純資産の部合計	58,269,374
資産の部合計	92,077,360	負債及び純資産の部合計	92,077,360

(2) 損益計算書

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日

科 目		金 額	
			円
【純売上高】			
保険料		29,546,085	29,546,085
【売上原価】			
保険金		751,526	
解約返戻金		2,261	
代理店手数料		4,786,124	
集金事務費		42,001	
責任準備金繰入額		18,211,637	
支払備金繰入額		661,527	
合計		(24,455,076)	24,455,076
	売上総利益		(5,091,009)
【販売費及び一般管理費】			
事業費		37,852,733	
保険業法第 113 条繰延資産償却費		3,785,273	
保険業法第 113 条繰延額		△37,852,733	3,785,273
	営業利益		(1,305,736)
【営業外収益】			
受取利息		99	
雑収入		260,024	260,123
	経常利益		(1,565,859)
	税引前当期純利益		(1,565,859)
	法人税、住民税及び事業税		277,300
	当期純利益		(1,288,559)

個別注記表

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

イ 時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

② 責任準備金の積立方法

（普通責任準備金の積立方法）

普通責任準備金は、次の A および B のいずれか大きい額としています。

A 未経過保険料

保険業法施行規則第 211 条の 46 第 1 項第 1 号イに従い、保険種類ごとに規定された方法で計算される額の合計額

B 収支残

保険業法施行規則第 211 条の 46 第 1 項第 1 号ロにより計算した額

（異常危険準備金の積立方法）

異常危険準備金は、保険業法施行規則第 211 条の 46 第 1 項第 2 号の規定に従う。

積立基準、積立限度及び取崩基準は平成 18 年 3 月 10 日金融庁告示第 16 号の規定に従い、保険種類ごとに規定されたとおりとしています。

③ 支払備金の積立方法

（普通支払備金の積立方法）

保険業法第 117 条の規定に従い計算される額としています。

（I B N R 備金の積立方法）

実績により合理的に計上しています。

④ 保険業法第 113 条繰延資産の処理方法

保険業法第 113 条の規定に基づき、成立後の最初の 5 事業年度の間（2018 年 3 月から 2022 年 3 月期まで）に発生した事業費に係る金額その他内閣府令で定める金額を保険業法第 113 条繰延資産として計上しています。

保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づき成立後 10 年以内（2027 年 3 月期まで）に均等額を償却することとしています。

発生事業年度別残高（償却残年数：9 年）

2018 年 3 月期分 34,067 千円

III. 損益計算書に関する注記

1. 正味収入保険料の金額

29,543 千円

2. 正味支払保険金の金額

751 千円

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2,204 千円